



上野原市公共施設等総合管理計画

第Ⅱ期（令和8年度～令和17年度）

令和8年3月

上野原市

目 次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
4	計画の対象施設	3
第2章	本市の現況と将来見通し	4
1	市の概要	4
2	本市の将来推計人口	4
3	財政状況の推移と見通し	7
第3章	公共施設等の現況と課題	10
1	施設の状況	10
2	現状や課題に対する基本認識	21
3	過去に行った対策の実績	22
4	有形固定資産減価償却率の推移	24
第4章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	25
1	維持管理・更新に係る経費	25
2	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	30
3	数値目標の設定	31
4	公共施設等の管理に関する方針	33
5	広域連携、国管理施設との連携についての考え方	36
6	ゼロカーボンシティに向けた公共施設の考え方	36
第5章	施設類型ごとの管理に関する基本方針	37
1	公共建築物の基本方針	37
2	インフラ施設の基本方針	39
第6章	公共施設等総合管理計画の実施方法	41
1	全庁的な取組体制の構築	41
2	P D C Aサイクルの推進方針	41
3	地方公共団体における各種計画との連携	41
4	地方公会計（固定資産台帳）の活用	41
5	市民との情報共有	42
6	P P P / P F Iの活用	42
7	今後の進め方	42

第1章 はじめに

1 計画策定の目的

上野原市（以下「本市」という。）では市民サービスの向上に資するため公共施設等の整備を進めてきましたが、その多くが完成後40年以上を経過し、老朽化の進行により対策が求められています。

今後、多くの公共施設等が大規模改修や建替えの時期を迎え、維持管理・更新に多くの費用を要する見込みです。さらに、少子高齢化による生産年齢人口の減少から税収の落ち込みと社会保障費の増加が見込まれており、厳しい財政状況が予想されます。

本市では平成26年4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下、「指針」という。）を受けて、平成27年度に「上野原市公共施設等総合管理計画」（以下「第Ⅰ期計画」という。）を策定するとともに、個別施設計画として令和元年度に「上野原市学校施設長寿命化計画」、「上野原市農道施設（橋梁）等インフラ長寿命化計画（行動計画）」、令和2年度に「上野原市公営住宅等長寿命化計画（改定）」、令和3年度に「上野原市公共施設マネジメント計画」、令和5年度に「上野原市橋梁長寿命化修繕計画（改訂）」、「上野原市トンネル長寿命化修繕計画（改訂）」を策定し、公共施設のマネジメントを進めてきました。

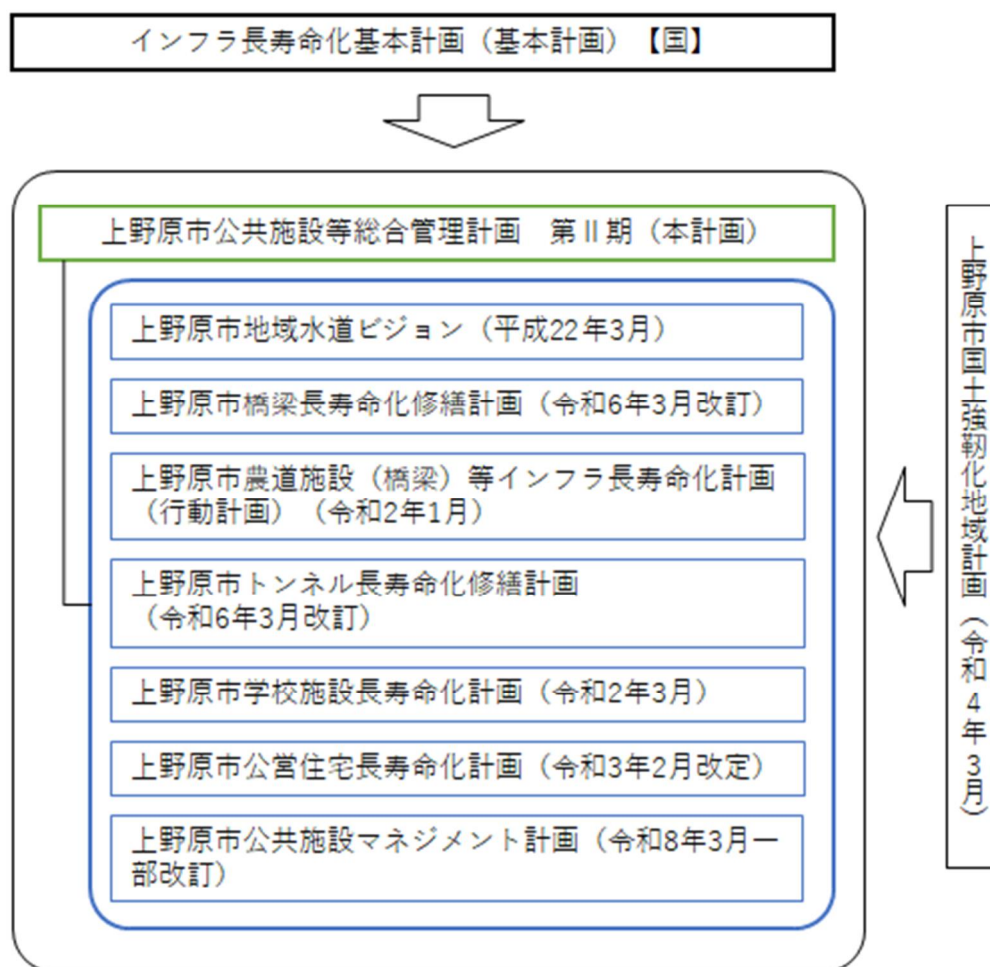
「第Ⅰ期計画」の期間中には新型コロナウイルス感染症がまん延し、本市の社会経済状況にも大きな影響が生じました。公共施設に関しても、その利用形態や市民生活の在り方にも変化が見られ、新たな利用ニーズへの対応も求められています。

このような背景のもと、この度、「第Ⅰ期計画」の計画期間が令和7年度をもって満了となることから、本市が引き続き、社会環境や市民ニーズの変化に柔軟に対応し、持続可能で安心できる公共施設を維持していくため、「上野原市公共施設等総合管理計画（第Ⅱ期）」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、本市がインフラの維持管理及び更新等を推進するため、公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針として策定します。

図 1 計画の位置づけ



3 計画期間

本計画は、平成 27（2015）年度から令和 36（2054）年度までの 40 年間を見通す中で、第Ⅱ期目として令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間で計画期間とします。なお、今後の社会情勢や財政事情の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画の対象施設

本計画の対象となる公共施設等は、以下の通りです。

表 1 対象施設

(1) 公共建築物

大分類	中分類
市民文化系施設	集会施設、地区集会施設
社会教育系施設	図書館、博物館等
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設、レクリエーション施設
産業系施設	農業関連施設
学校教育系施設	小学校、中学校、給食調理場、教職員住宅
子育て支援系施設	保育所・こども園
保健・福祉施設	総合福祉センター・老人福祉センター
医療施設	医療施設
行政系施設	庁舎等、消防施設
公営住宅	公営住宅
その他	葬斎場、その他
公衆トイレ	公衆トイレ
未利用施設	休止施設、解体予定施設
供給処理施設	供給処理施設

(2) インフラ施設

大分類	中分類
道路	1級市道、2級市道、その他市道、自転車歩行者道
橋梁	橋梁（市道）、橋梁（農道）
トンネル	トンネル
簡易水道	簡易水道
下水道	公共下水道

第2章 本市の現況と将来見通し

1 市の概要

(1) 位置

山梨県の最東部で、首都圏中心部から約 60 から 70 キロメートル圏に位置し、東は神奈川県相模原市、南は道志村、西は大月市と都留市、北は小菅村と東京都西多摩郡と隣接しています。

また、中央自動車道上野原 IC 及び談合坂スマート IC、JR 中央本線上野原駅及び四方津駅・国道 20 号、主要地方道四日市場上野原線・上野原あきる野線・上野原丹波山線・大月上野原線があり、首都東京を中心とする関東圏から山梨県への東玄関として重要な交流拠点となっています。

(2) 面積

南北方向に 21.6 キロメートル、東西方向に 15.3 キロメートルで、総面積は 170.57 平方キロメートルとなり、県土の 3.8% を占めています。可住地面積は 30.70 平方キロメートルとなり、県土の 3.2% を占めています。

(3) 人口密度

人口密度は、1 平方キロメートルあたり 132.9 人です。(国勢調査 令和 2 年)

2 本市の将来推計人口

(1) 人口の概要

合併前の旧上野原町と旧秋山村を合計した人口は、昭和 40 年では 28,906 人でしたが、平成 3 年から販売を開始した「コモアしおつニュータウン」などの影響により一時的には増加したものの、平成 12 年以降は減少傾向をたどり、令和 2 (2020) 年には 22,669 人となっています。

上野原市みらい戦略 2025-2030 (令和 7 年 3 月) では、出生率を山梨県全体の出生率 (1.46) と同程度とし、移動率を策定時点よりも 20% 改善することを目指した諸施策を実施することにより、令和 12 (2030) 年の目標人口を 19,348 人としています。

(2) 年齢区分別予測

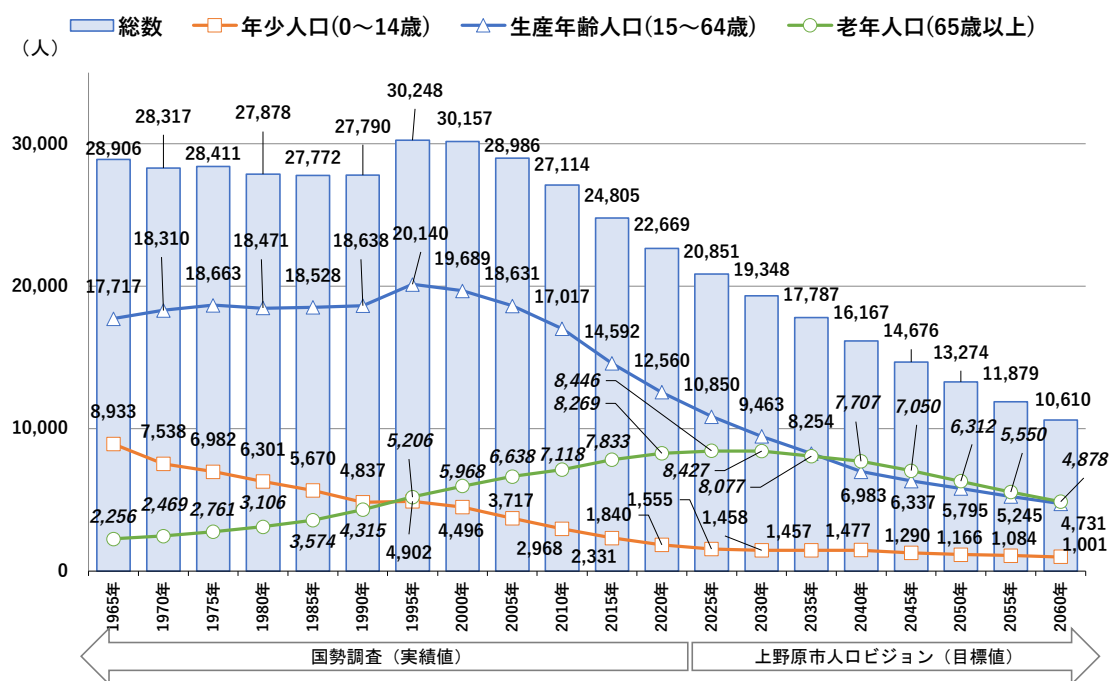
年少人口 (0~14 歳) とその割合 (※) は、令和 2 (2020) 年の 1,840 人 (8.1%) から令和 12 (2030) 年には 1,458 人 (7.5%)、令和 32 (2050) 年には 1,166 人 (8.8%) になると推計されています。

生産年齢人口（15～64歳）とその割合は、令和2（2020）年の12,560人（55.4%）から令和12（2030）年には9,463人（48.9%）、令和32（2050）年には5,795人（43.7%）に減少すると推計されています。

老年人口（65歳以上）とその割合は、令和2（2020）年の8,269人（36.5%）から令和12（2030）年には8,427人（43.6%）、令和32（2050）年には6,312人（47.6%）になると推計されています。

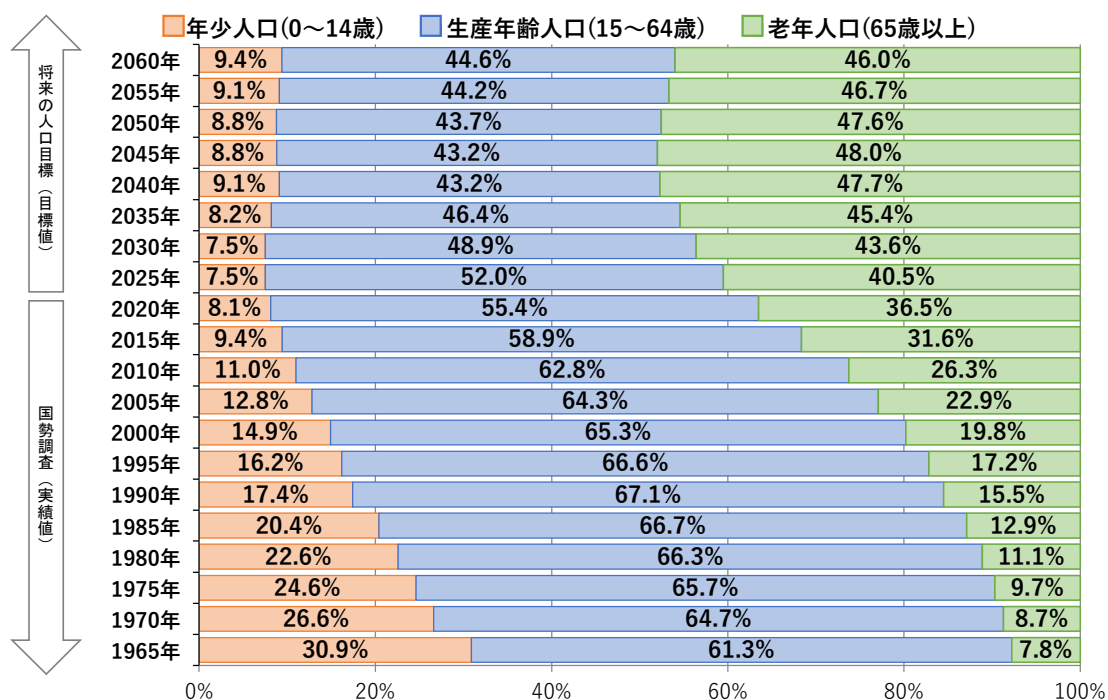
※令和12（2030）年、令和32（2050）年については上野原市みらい戦略2025-2030による推計人口です。

図2 年齢3区分別人口の推移と市独自の将来人口目標（※総数には年齢不詳を含む）



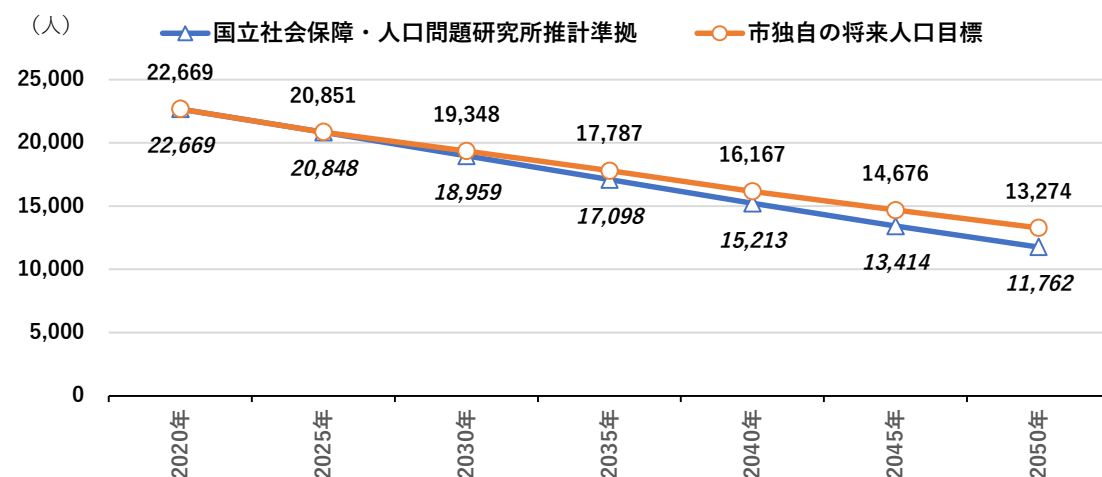
出典：山梨県統計データバンク、上野原市みらい戦略2025-2030（令和7年3月）

図 3 年齢3区分別人口の割合の推移と将来人口割合の目標



出典：山梨県統計データバンク、上野原市みらい戦略 2025-2030（令和 7 年 3 月）

図 4 市独自の将来人口目標と社人研（国立社会保障・人口問題研究所）推計準拠との比較



出典：上野原市みらい戦略 2025-2030（令和 7 年 3 月）

3 財政状況の推移と見通し

(1) 歳入の推移

本市の令和6(2024)年度の歳入は123億85百万円です。その内訳をみると、地方交付税が39億21百万円(32%)と最も多く、次いで、市税の30億62百万円(25%)、国・県支出金の19億52百万円(16%)となっています。

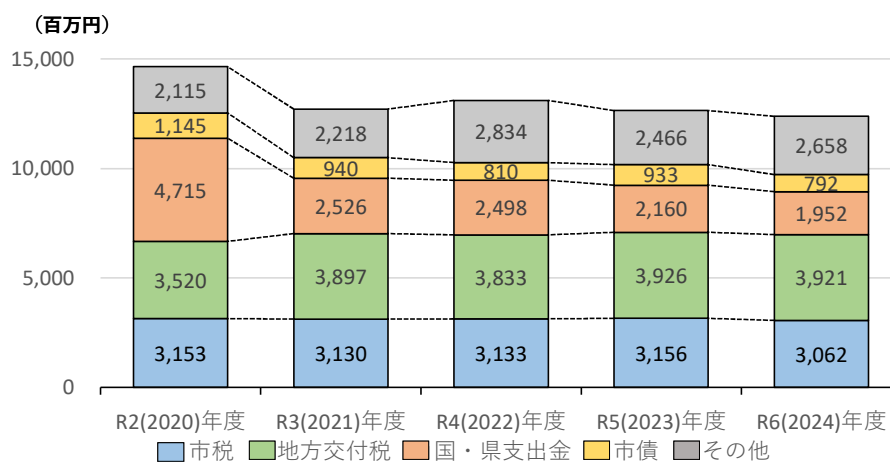
歳入の推移をみると、令和2(2020)年度には、コロナ禍の影響による国・県支出金の増大等に伴い歳入が多くなりましたが、それ以降は、120億円台から130億円台で推移しています。

表2 歳入の推移 (百万円)

区分	年度	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
市税		3,153	3,130	3,133	3,156	3,062
		100%	99%	99%	100%	97%
地方交付税		3,520	3,897	3,833	3,926	3,921
		100%	111%	109%	112%	111%
国・県支出金		4,715	2,526	2,498	2,160	1,952
		100%	54%	53%	46%	41%
市債		1,145	940	810	933	792
		100%	82%	71%	82%	69%
その他		2,115	2,218	2,834	2,466	2,658
		100%	105%	134%	117%	126%
歳入合計		14,648	12,711	13,108	12,642	12,385
		100%	87%	89%	86%	85%

※表中のパーセント(%)は、令和2(2020)年度との対比を示す。

図5 歳入の推移



(2) 歳出の推移

本市の令和6（2024）年度の歳出は119億円です。その内訳をみると、消費的経費が75億15百万円（63%）で最も多く、次いで市債の償還に当たる公債費が14億95百万円（13%）、社会資本の整備等に要する投資的経費が13億14百万円（11%）となっています。

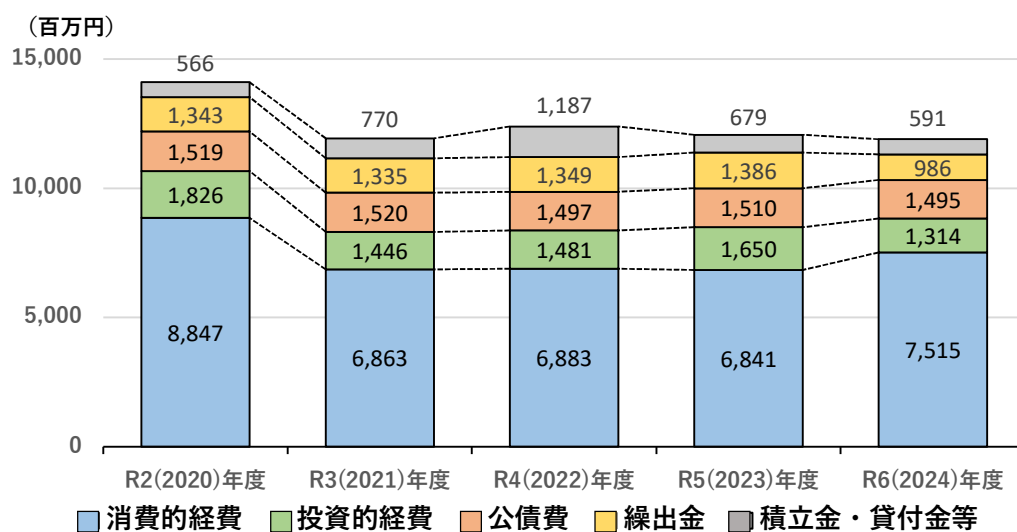
歳出の推移をみると、令和2（2020）年度には、コロナ禍の影響による消費的経費の増大等に伴い歳出が多くなりましたが、それ以降は、110億円台から120億円台で推移しています。

表3 歳出の推移 (百万円)

区分	年度	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
消費的経費		8,847	6,863	6,883	6,841	7,515
		100%	78%	78%	77%	85%
投資的経費		1,826	1,446	1,481	1,650	1,314
		100%	79%	81%	90%	72%
公債費		1,519	1,520	1,497	1,510	1,495
		100%	100%	98%	99%	98%
繰出金		1,343	1,335	1,349	1,386	986
		100%	99%	100%	103%	73%
積立金・貸付金等		566	770	1,187	679	591
		100%	136%	210%	120%	104%
歳出合計		14,103	11,934	12,397	12,067	11,900
		100%	85%	88%	86%	84%

※表中のパーセント（%）は、令和2（2020）年度との対比を示す。

図6 歳出の推移



(3) 基金の推移

普通会計における基金の推移は以下の通りです。

表 4 基金の推移 (百万円)

区分	年度	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
財政調整基金		1,916	1,805	2,626	2,838	2,841
		100%	94%	137%	148%	148%
減債基金		661	765	755	781	802
		100%	109%	107%	111%	114%
その他特定目的基金		1,976	2,489	2,530	2,668	2,621
		100%	126%	128%	135%	133%
土地開発基金		559	559	559	559	559
		100%	100%	100%	100%	100%
基金残高(計)		5,112	5,619	6,470	6,846	6,823
		100%	110%	127%	134%	133%

※表中のパーセント(%)は、令和2(2020)年度との対比を示す。

出典：地方財政状況調査

(4) 財政の見通し

普通会計における財政の見通しは以下の通りです。

表 5 財政の見通し (百万円)

区分	年度	R4決算 (2022)	R5決算 (2023)	R6決算見込 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
歳入	地方税	3,133	3,156	3,108	3,123	3,106	3,094	3,081	3,071
	地方譲与税・地方特例交付金等・各種交付金	937	942	1,042	1,010	999	989	979	969
	地方交付税	3,833	3,926	3,913	3,599	3,599	3,599	3,599	3,599
	臨時財政対策債	120	55	24	0	0	0	0	0
	国・県支出金	2,498	2,160	2,215	1,779	1,779	1,781	1,782	1,784
	寄附金	86	92	92	91	96	100	103	106
	地方債(臨時債を除く)	690	878	772	1,076	1,070	2,479	836	540
	その他	1,811	1,433	1,590	728	1,095	1,127	1,111	1,144
	歳入計(A)	13,108	12,642	12,756	11,406	11,744	13,169	11,491	11,213
歳出	人件費	2,191	2,190	2,302	2,307	2,302	2,324	2,294	2,298
	物件費	2,131	2,046	2,369	2,163	2,165	2,167	2,169	2,172
	扶助費	1,387	1,430	1,341	1,356	1,376	1,358	1,363	1,366
	補助費等	1,105	1,095	1,889	1,646	1,648	1,650	1,651	1,653
	普通建設事業費	1,482	1,650	1,565	613	1,247	2,549	1,231	838
	うち補助事業	659	590	150	113	499	1,020	492	335
	単独事業	823	1,060	1,415	500	748	1,529	739	503
	公債費	1,497	1,510	1,509	1,476	1,483	1,337	1,192	1,220
	繰出金	1,349	1,386	995	1,009	984	996	996	992
	その他	1,255	760	786	331	319	320	323	324
歳出計(B)	12,397	12,067	12,756	10,901	11,524	12,701	11,219	10,863	
歳入歳出差引(A-B)	711	575	0	505	219	468	272	351	

第3章 公共施設等の現況と課題

1 施設の状況

(1) 施設保有量

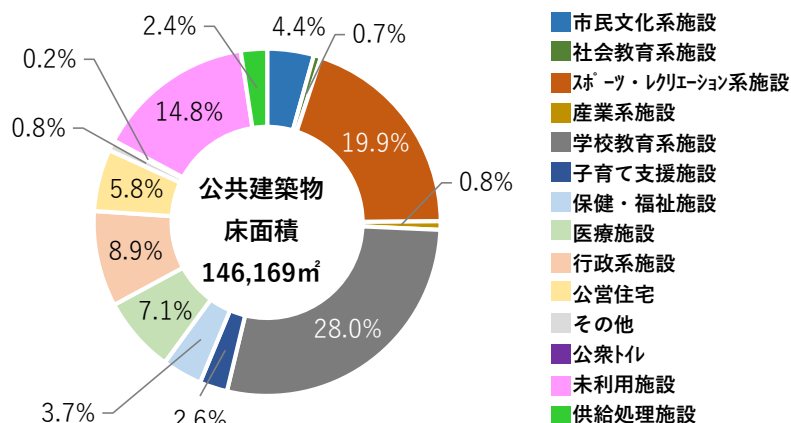
ア. 公共建築物

令和6年度末時点で、本市が保有する公共建築物（計画対象外施設である消防分団施設を除く）は全体で146,169㎡となります。学校教育系施設が40,962㎡（28.0%）と最も多く、次いでスポーツ・レクリエーション系施設が29,064㎡（19.9%）、未利用施設が21,577㎡（14.8%）となります。

表6 公共建築物の保有状況

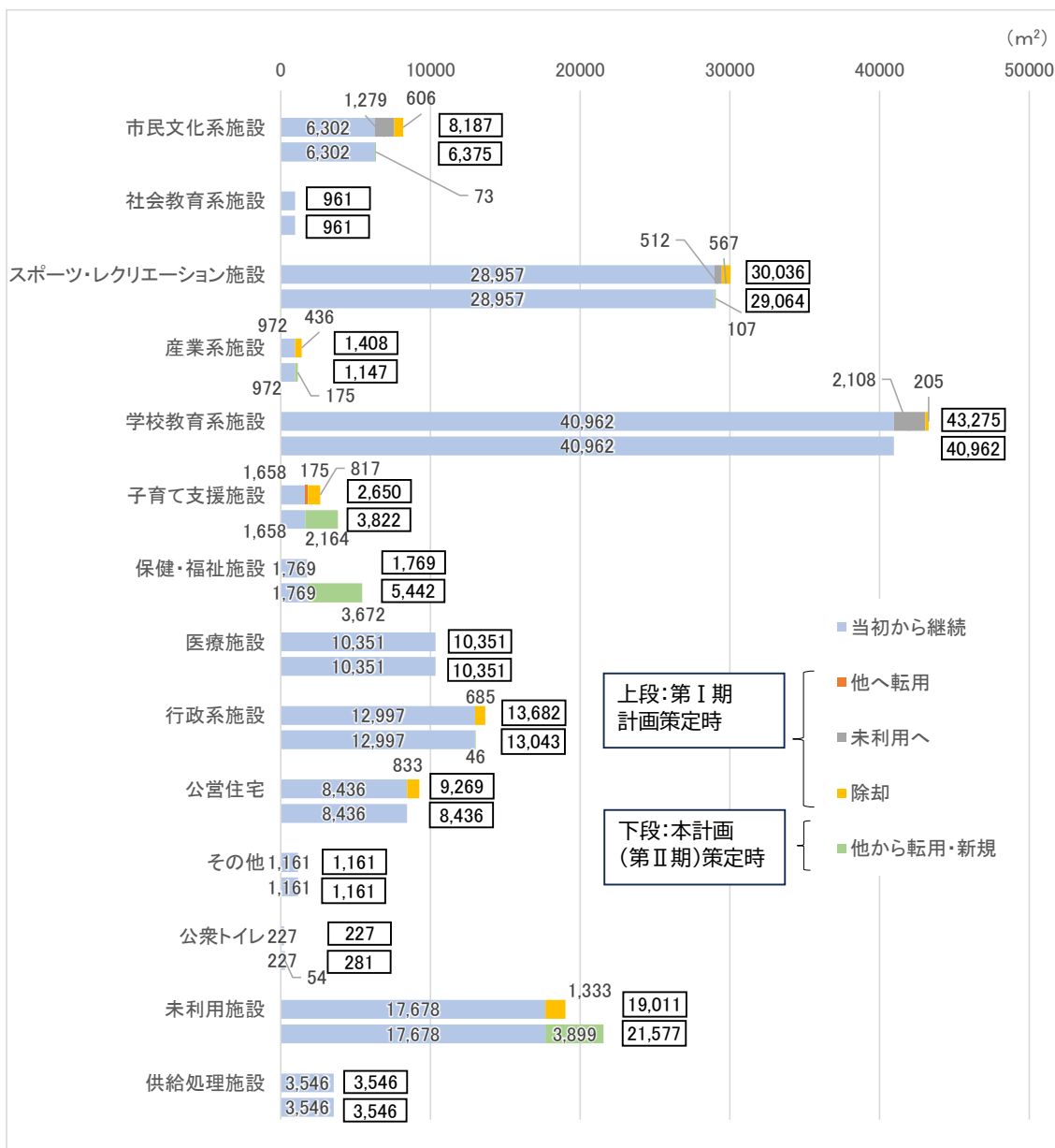
大分類	面積（㎡）	割合	主な施設
市民文化系施設	6,375	4.4%	公民館、集会施設
社会教育系施設	961	0.7%	市立図書館、民俗資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	29,064	19.9%	市民プール、宿泊施設、温泉 等
産業系施設	1,147	0.8%	加工施設、交流施設 等
学校教育系施設	40,962	28.0%	小中学校、給食調理場、教職員住宅
子育て支援施設	3,822	2.6%	こども園、保育所
保健・福祉施設	5,442	3.7%	総合福祉センター、老人福祉センター
医療施設	10,351	7.1%	市立病院、診療所
行政系施設	13,043	8.9%	市役所、出張所、消防庁舎 等
公営住宅	8,436	5.8%	市営住宅
その他	1,161	0.8%	葬斎場、駅前駐輪場 等
公衆トイレ	281	0.2%	公衆トイレ
未利用施設	21,577	14.8%	旧学校校舎、旧保育所 等
供給処理施設	3,546	2.4%	ごみ処理施設、し尿処理施設
計	146,169	100%	

図7 大分類別の床面積の割合



施設分類ごとに、第Ⅰ期計画策定時点での面積と、本計画策定時点における面積を比較すると、次のとおりとなります。

図 8 第Ⅰ期計画策定時点と本計画策定時点における分類ごとの床面積の比較



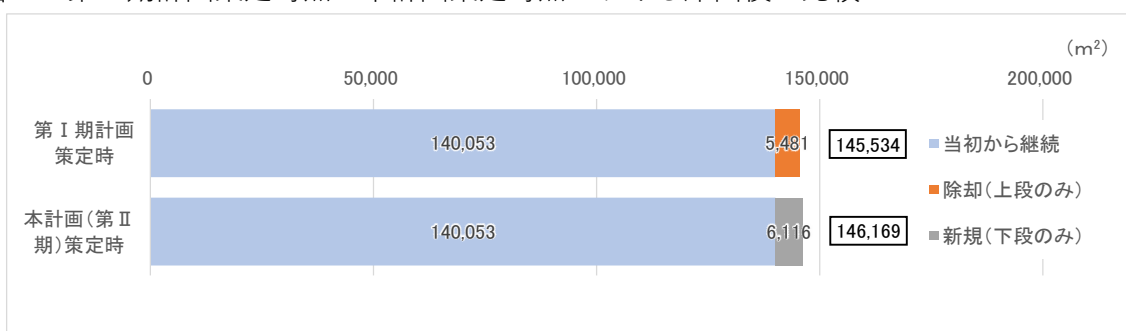
例えば、市民文化系施設は、第Ⅰ期計画策定時に存在していた8,187㎡のうち、1,279㎡は本計画策定時点までに未利用施設となり、606㎡は除却されました。第Ⅰ期計画策定時から継続して存在しているのは6,302㎡となります(グラフの上段参照)。一方、下段は本計画策定時の状況を示しており、策定当初から継続して存在している6,302㎡と、新設された73㎡の合計(6,375㎡)が市民文化系施設の面積となっています。

子育て支援施設に関しては、平成 28 年度に上野原こども園（2,164 m²）が新設されたことにより、延床面積が増加しています。

保健・福祉施設に関しては、平成 29 年度に総合福祉センターふじみ（3,595 m²）が新設されたことなどにより、延床面積が増加しています。

公共建築物全体で、第Ⅰ期計画策定時点での面積と、本計画策定時点における面積を比較すると、次のとおりとなります。

図 9 第Ⅰ期計画策定時点と本計画策定時点における床面積の比較



第Ⅰ期計画策定時は 145,534 m²ありましたが、そのうち 5,481 m²は本計画策定時までに除却されたため、当初から継続して存在しているのは 140,053 m²となります。それを表現しているのがグラフの上段となります。一方、下段は本計画策定時の状況を示しており、第Ⅰ期計画策定時から継続して存在している 140,053 m²と、新設された 6,116 m²が本計画策定時での面積（146,169 m²）となっています。

つまり、第Ⅰ期計画策定時にあった 145,534 m²に対して、未利用施設等の除却を進め約 4%にあたる 5,481 m²を縮減した一方で、新たな施設建設により 6,116 m²が増加したため、本計画策定時における公共建築物の延床面積は、第Ⅰ期計画策定時に対して 635 m²増加したことになります。

イ. インフラ施設

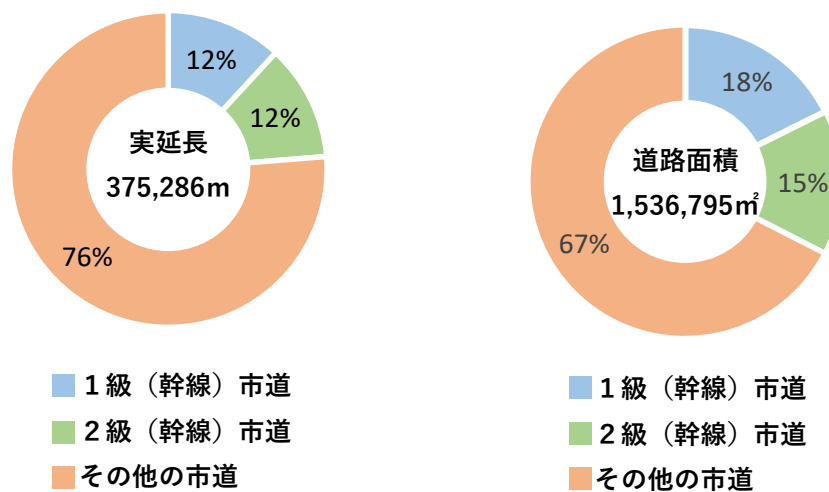
①道路

本市の市道は、実延長 375,286m、道路部面積 1,536,795 m²となっています。そのうち、「1級（幹線）市道」は実延長 44,425m、道路部面積 270,752 m²、「2級（幹線）市道」は実延長 44,646m、道路部面積 229,577 m²、「その他の市道」は実延長 286,215m、道路部面積 1,036,466 m²となっています。

表 7 道路の保有状況

種別	実延長 (m)	道路部面積 (m ²)
1級（幹線）市道	44,425	270,752
2級（幹線）市道	44,646	229,577
その他の市道	286,215	1,036,466
計	375,286	1,536,795

図 10 種別ごとの実延長と道路面積の割合



②橋梁

本市が保有する橋梁は278橋あり、面積の合計は21,383㎡となります。RC橋が93橋と最も多く、次いで鋼橋が79橋となっています。これ以外に相模原市との行政区域界に橋梁が1橋あります。

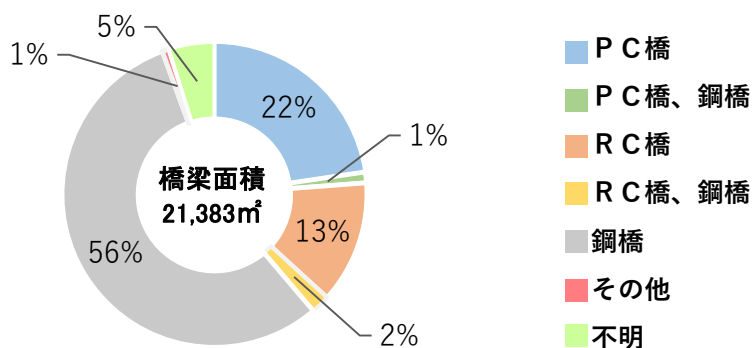
表 8 橋梁の保有状況

道路種別	使用材料	橋梁数 (橋)	面積 (㎡)	橋長 (m)
市道	P C 橋	77	4,693	1,130
	P C 橋、鋼橋	1	246	49
	R C 橋	93	2,786	659
	R C 橋、鋼橋	1	424	61
	鋼橋	79	11,852	2,550
	その他	2	149	98
	不明	8	137	不明
農道	P C 橋	3	141	59
	鋼橋	1	53	18
不明	不明	13	903	不明
計		278	21,383	4,623

表 9 市管理外の橋梁

道路種別	使用材料	橋梁 (橋)	面積 (㎡)	橋長 (m)
市管理外	P C 橋	1	不明	40

図 11 使用材料別における面積の割合



③トンネル

本市が管理するトンネルは計8本あります。施工方法別に見ると NATM が6本、矢板工法が1本、素掘・吹付が1本となっています。

表 10 トンネルの保有状況

施工方法	トンネル数	延長合計 (m)
NATM	6	1,299
矢板工法	1	246
素掘・吹付	1	162
計	8	1,706

④簡易水道

本市の簡易水道の延長は 109,073m で、そのうち配水管が 93,092m と全体の 85.3% を占めています。

口径別では、50mm を超え 75mm 以下が 33,918m (31%) で最も延長が長く、次いで 75mm を超え 100mm 以下の 23,979m (22%) となっています。

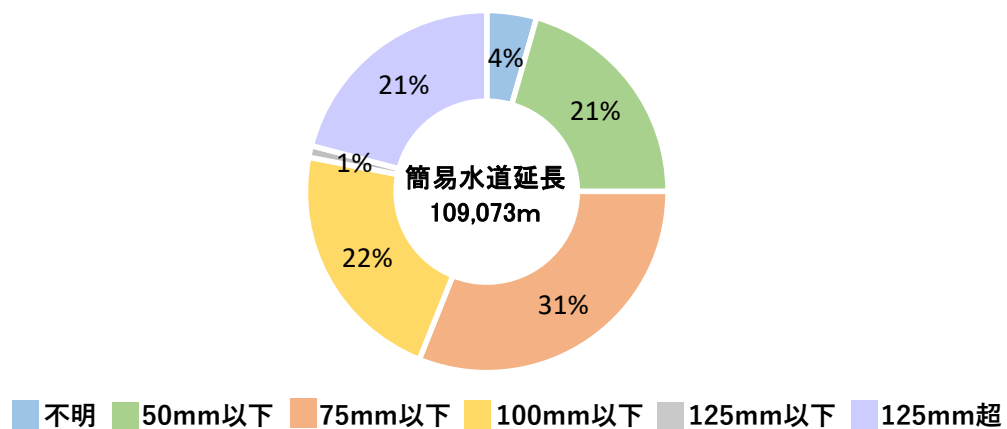
表 11 簡易水道の保有状況

区分	導水管	送水管	配水管	その他	計
延長 (m)	11,797	923	93,092	3,260	109,073

表 12 簡易水道の保有状況

口径	不明	50mm 以下	75mm 以下	100mm 以下	125mm 以下	125mm 超	計
延長 (m)	4,839	22,402	33,918	23,979	1,131	22,803	109,073

図 12 口径別における延長の割合



⑤公共下水道

本市の公共下水道延長は 74,733m であり、塩ビ管の 67,880m (91%) が最も長く、次いでコンクリート管の 4,621m (6%) となっています。

表 13 公共下水道 管種別の保有状況

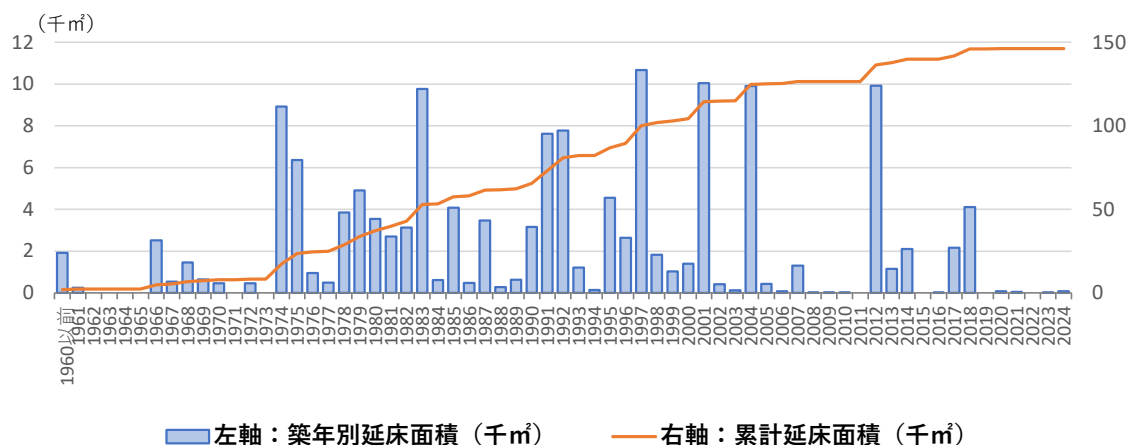
種別	延長 (m)
コンクリート管	4,621
塩ビ管	67,880
その他	2,231
計	74,733

(2) 施設保有量の推移

ア. 公共建築物

本市の公共建築物は、1970年代以降から右肩上がりが増加し、2000年代にいったん横ばいとなりましたが、2011年以降に再び増加傾向にあります。

図 13 公共建築物の保有量の推移



イ. インフラ施設

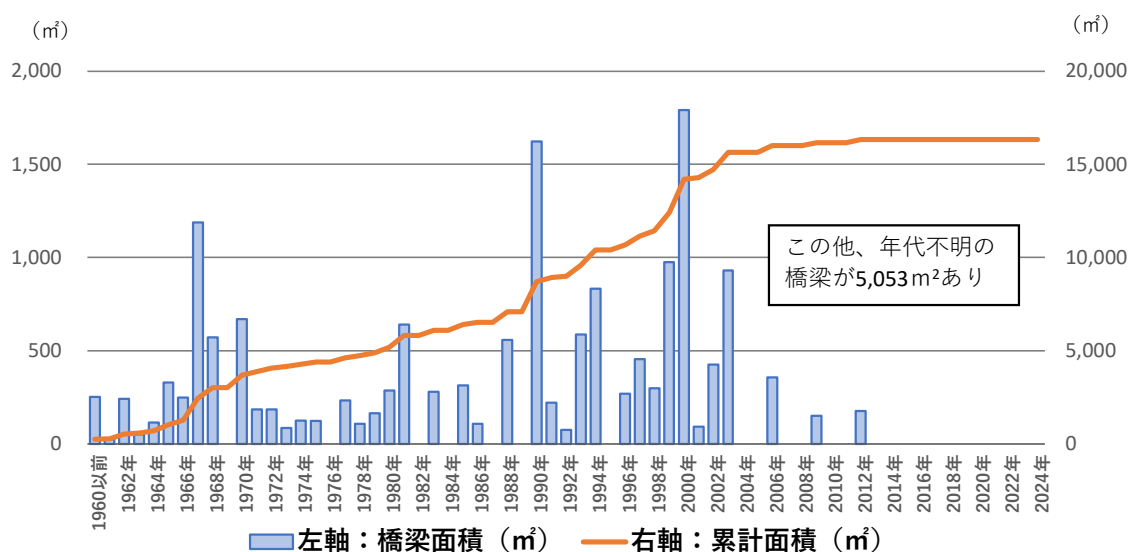
①道路

多くは整備年不明のため省略します。

②橋梁

本市の橋梁は1960年頃から2000年頃まで右肩上がりが増加しましたが、その後は微増の状況です。次のグラフは整備年が判明している橋梁のみを示します。

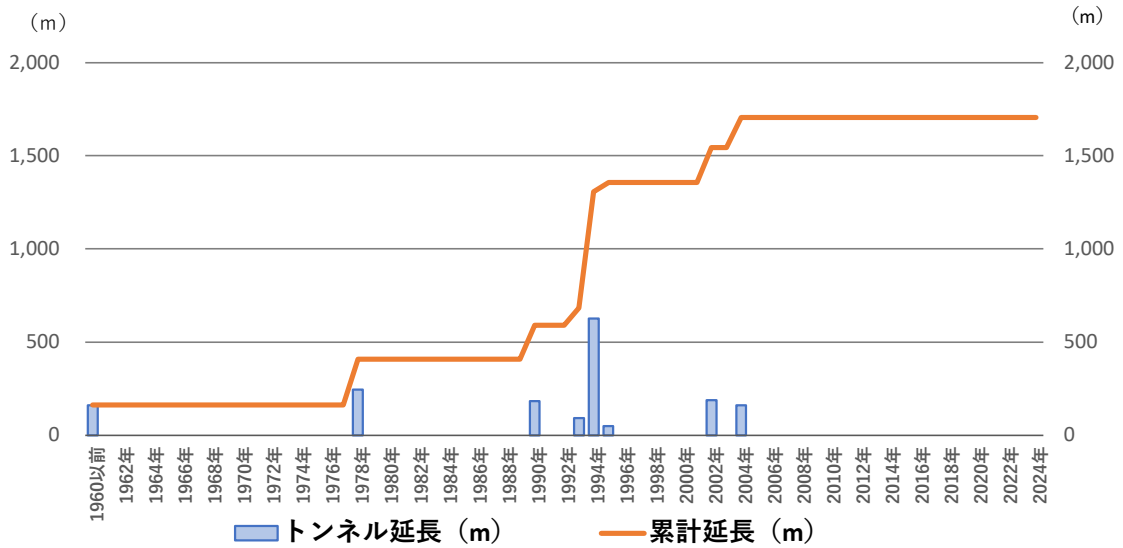
図 14 橋梁の保有量の推移



③トンネル

本市のトンネルは多くが1990年代から2000年代にかけて整備されています。

図15 トンネルの保有量の推移



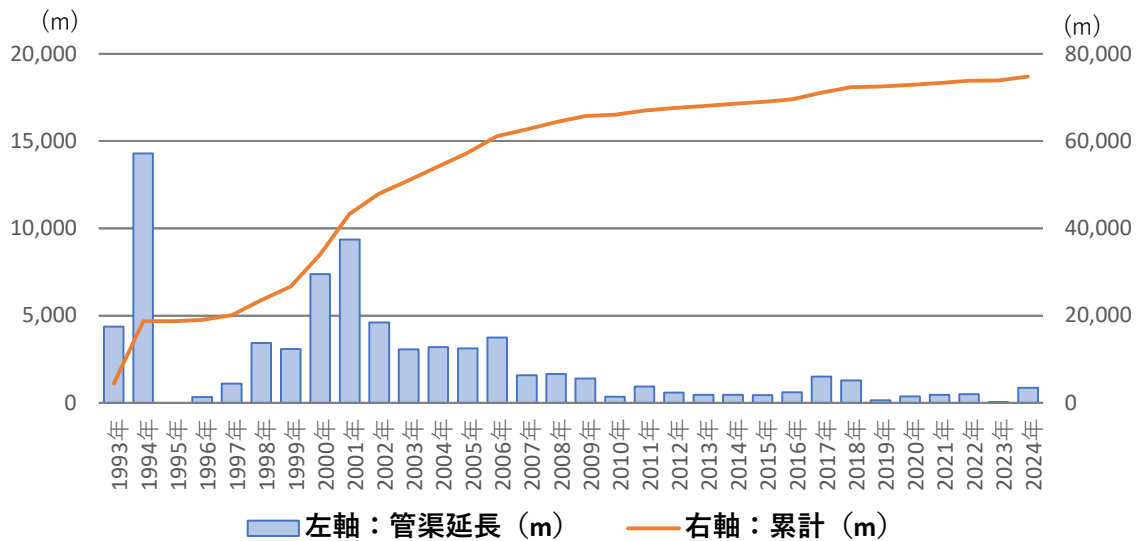
④簡易水道

多くは整備年不明のため省略します。

⑤公共下水道

本市の公共下水道は、平成16(2004)年度の供用開始に向け、平成5(1993)年度から管渠を布設はじめ、下水道エリアの拡大に伴い管渠も延長されてきました。

図16 公共下水道の保有量の推移



(3) 老朽化の状況

ア. 公共建築物

本市の公共建築物の老朽化率は、老朽化率 50%以上 75%未満が全体の 32.6%を占め最も多く、次いで老朽化率 100%以上が全体の 26.3%を占めています。また、耐震性においては全体の 88%が耐震性を有している状況です。

図 17 公共建築物の老朽化の状況

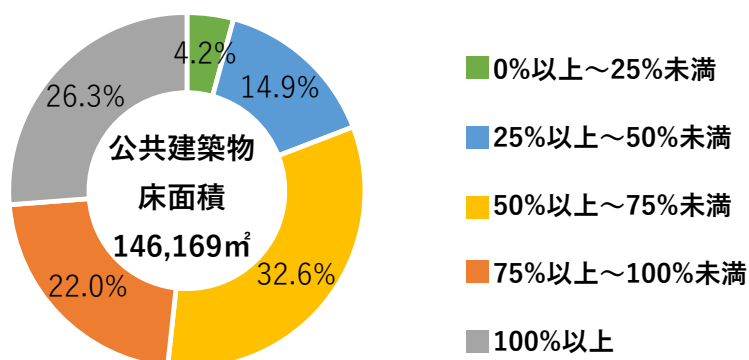
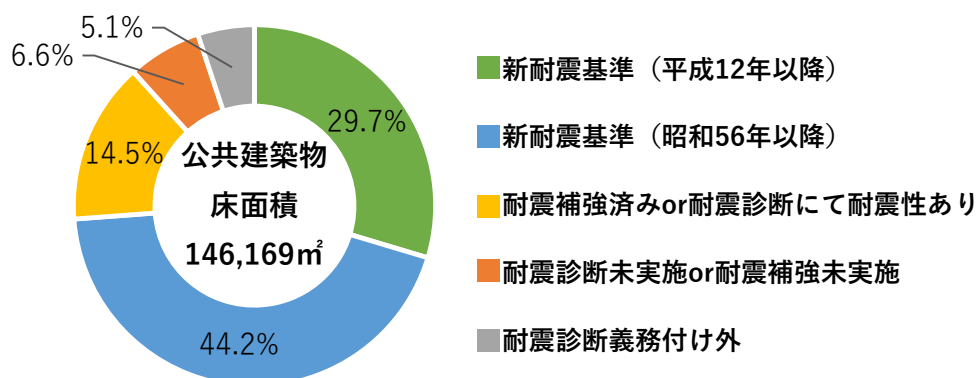


図 18 公共建築物の耐震化の状況



イ. インフラ施設

①道路

多くが整備年不明のため省略します。

②橋梁

建設年が判明している橋梁 16,248 m²の内、76%が建設から 50 年を経過しています。

③トンネル

上野原市トンネル長寿命化修繕計画が策定された令和 4 年 3 月末時点では供用後 50 年以上経過したトンネルはありませんが、10 年後には約 3 割、20 年後には約 4 割が 50 年以上を経過することとなります。

④簡易水道

多くが整備年不明のため省略します。

⑤公共下水道

公共下水管渠は、74,733mの全てが建設から 40 年未満です。

2 現状や課題に対する基本認識

(1) 公共建築物

公共建築物は1970年代半ばから2000年代半ばの30年間にかけて集中的に整備されてきました。また、老朽化率が75%を超える施設が全体の半分近くを占め、老朽化が進行している状況にあり、今後更新等に係る費用の増大が懸念されます。加えて、年少人口の減少から統廃合により利用されなくなった保育所や学校関連施設が多く、その在り方が課題となります。

(2) インフラ施設

①道路

道路は高度経済成長期に多く築造されてきました。道路舗装の維持管理は、道路パトロールや市民からの要望により、道路の損傷を把握し補修を実施してきましたが、今後舗装の老朽化に伴い補修費の増大が見込まれ、補修時期の集中化が発生すると見込まれています。

②橋梁

橋梁は高度経済成長期から多く架設され、一般的に橋梁の寿命といわれる建設後50年を迎える高齢化橋梁の割合が増加する傾向にあります。また、本市の地勢的特徴として、地域内を流れる河川によって形成された河岸段丘や起伏に富んだ山間地が広がり、全国的に見ても橋梁の多い地域となっています。そのため、橋梁の更新時期が一斉に到来することが予測され、財政負担の増大が懸念されます。

③トンネル

令和7年3月末時点では供用もしくは改修後50年以上経過したトンネルありませんが、今後多くのトンネルが高齢化を迎えることから、その維持管理費が増大していくことが予想されます。

④簡易水道

これまでに整備してきた水道管路の多くは建設年が不明であるため、耐用年数から見た老朽化の状況が十分に把握できていません。また、水道管路の耐震化が進んでいなく、大規模災害時には断水の長期化が懸念されます。

簡易水道事業の料金収入は、人口減少社会の到来と節水型社会への移行や産業構造の変化などにより減少傾向にあります。

⑤公共下水道

公共下水道の整備時期は他のインフラ施設に比べ比較的新しく、これから更新時期を順次迎えるため、更新需要に対処しなければなりません。

また、人口減少の煽りを受け、今後下水道使用料収入の減少が想定されます。

3 過去に行った対策の実績

令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの4年間に行った改修工事や機能向上のための工事の費用は、年平均で、公共建築物が269,035千円、インフラ施設が629,088千円となります。

対策工事費に対して国等の助成を得ており、対策の実施にあたっては国・県支出金を最大限に活用することで、一般財源の負担軽減に努めています。

表 14 公共建築物の改修工事費の実績推移 (千円)

	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	年平均
修繕費	130,441	219,898	218,649	234,720	200,927
工事請負費	40,374	16,726	51,165	164,168	68,108
計	170,815	236,624	269,814	398,888	269,035

※対象となる工事は、改修工事及び機能向上を伴う工事とし、新規整備や除却に係る費用は含みません。

図 19 公共建築物の改修工事費の実績推移

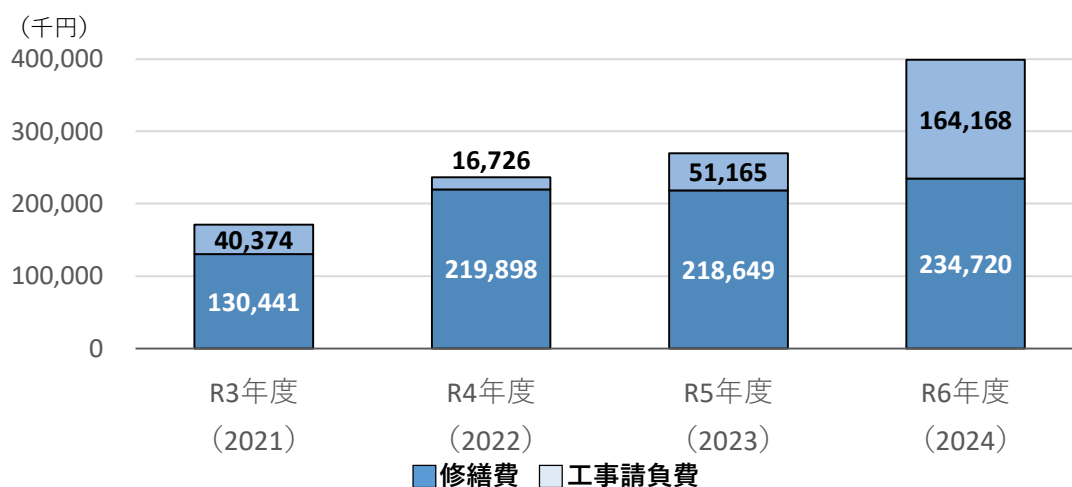
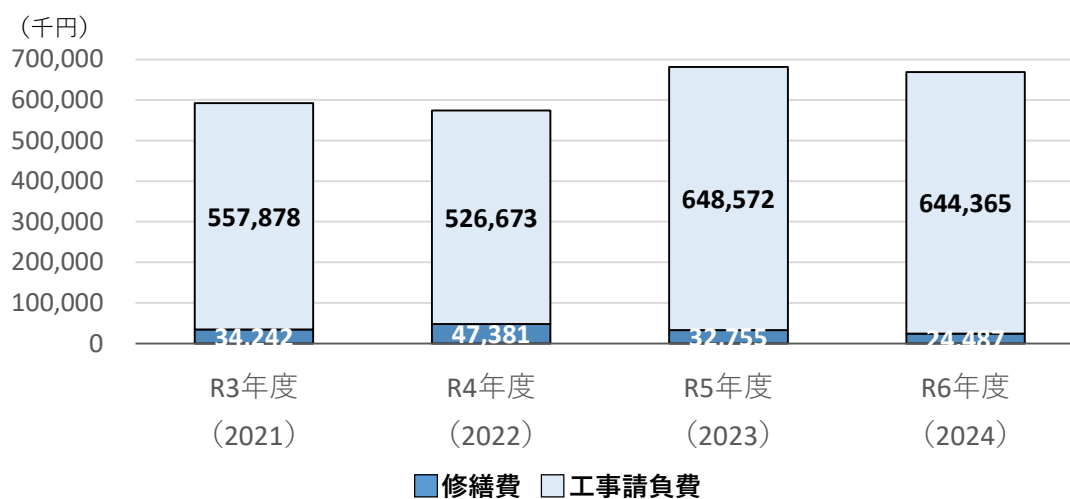


表 15 インフラ施設の改修工事費の実績推移 (千円)

	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	年平均
修繕費	34,242	47,381	32,755	24,487	34,716
工事請負費	557,878	526,673	648,572	644,365	594,372
計	592,120	574,054	681,328	668,853	629,088

※対象となる工事は、改良工事及び改修工事とし、新規整備に係る費用は含みません。

図 20 インフラ施設の対策工事費の実績推移



4 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、年々、上昇しています。

表 16 有形固定資産減価償却率の推移 (円)

	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
取得価額	124,277,653	125,334,350	126,285,612
減価償却累計額	83,633,405	86,103,832	88,471,589
有形固定資産減価償却率	67.3%	68.7%	70.1%

有形固定資産減価償却率とは、資産の老朽化を表す指標で、減価償却累計額を取得価額で除した値です。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{取得価額}}$$

減価償却とは、建物や機械装置など時の経過により価値が減少していく資産について、価値の減少を反映させる会計処理となります。

取得価額とは、当該資産の取得にかかる直接的な対価の他、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とします。

なお、減価償却率を求める有形固定資産の対象は、建物と工作物とし、土地や物品等は除きます。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 維持管理・更新に係る経費

(1) 現在要している維持管理・更新経費

令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの4年間に行った維持管理・更新経費の年平均は公共建築物が780,026千円、インフラ施設が936,240千円となります。

なお、これらの経費には国等の助成を含み、事業等の実施にあたっては国・県支出金を最大限に活用し、一般財源規模の縮小に努めています。

表 17 公共建築物の維持管理・更新経費の実績推移 (千円)

	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	年平均
委託料	191,306	201,123	198,384	201,034	197,962
光熱水費	137,186	178,513	164,756	169,419	162,469
修繕費	130,441	219,898	218,649	234,720	200,927
工事請負費	345,492	88,046	152,158	288,980	218,669
計	804,426	687,581	733,946	894,152	780,026

※対象となる経費は、公共建築物の点検、清掃、保守、運転監視等および修繕、更新等（除却も含む）になります。

図 21 公共建築物の維持管理経費の実績推移

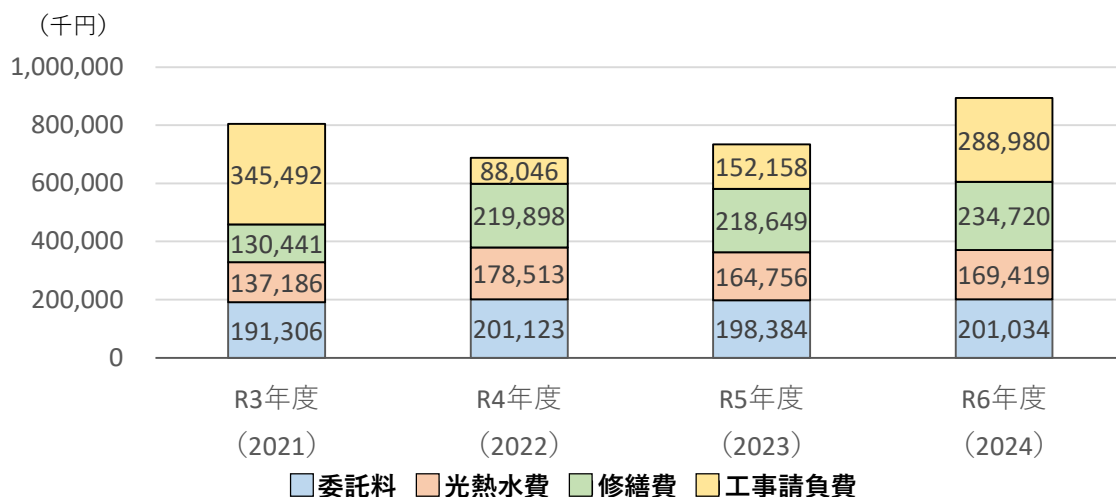
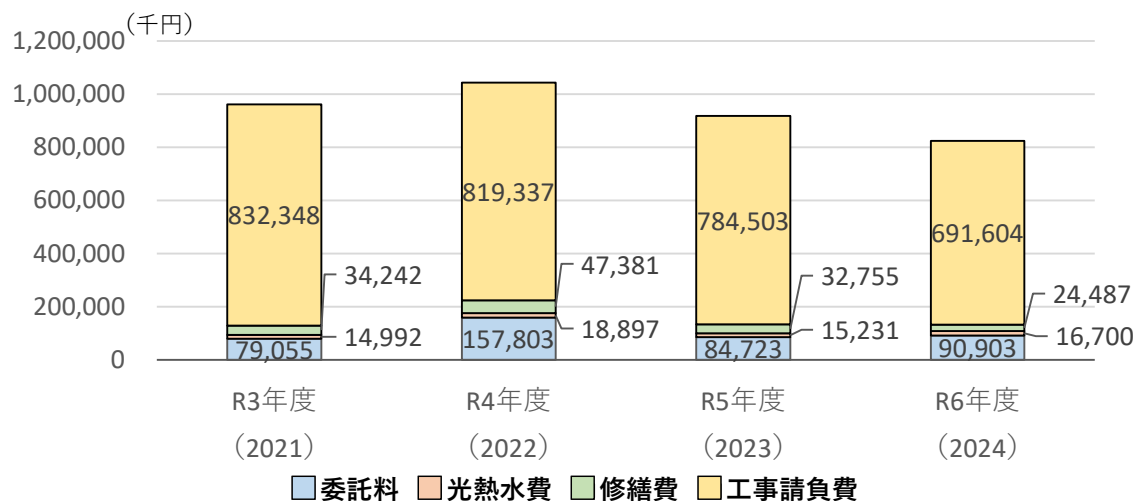


表 18 インフラ施設の維持管理経費の実績推移 (千円)

	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	年平均
委託料	79,055	157,803	84,723	90,903	103,121
光熱水費	14,992	18,897	15,231	16,700	16,455
修繕費	34,242	47,381	32,755	24,487	34,716
工事請負費	832,348	819,337	784,503	691,604	781,948
計	960,637	1,043,417	917,212	823,694	936,240

※対象となる経費は、インフラ施設の点検、清掃、保守、運転監視等および修繕、更新等（除却も含む）になります。

図 22 インフラ施設の維持管理経費の実績推移



(2) 公共施設の維持にかかる費用（単純更新した場合）

ア. 公共建築物

第Ⅰ期計画では、公共建築物を維持していくために、令和3（2021）年から令和32（2050）年までの30年間に掛かる費用を、約358億円（1年あたり約11.9億円）と試算しています。

試算条件は、以下のとおりです。

- ・法定耐用年数が経過したタイミングで、従前と同じ延べ面積で更新。
- ・更新面積に、用途に応じた更新単価を乗ずる。

公共建築物の維持にかかる費用 約358億円（30年間）・約11.9億円（年平均）

イ. インフラ施設

現在保有するインフラ施設（道路、橋梁、簡易水道、公共下水道）を維持していくために、今後30年間に掛かる費用を算出すると、約421億円（1年あたり約14.0億円）となります。

試算条件は、以下のとおりです。

【道路、簡易水道、公共下水道】

- ・総保有量（面積または長さ）を更新年数で割った量を1年間の更新量と仮定
- ・更新量に、更新単価を乗ずる。
- ・更新単価は、総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト（平成28年1月）」で示された数値に、国土交通省の「建設工事費デフレーター（確定値として直近の2022年度）」で示された指数を乗ずる。

【橋梁】

- ・上野原市橋梁長寿命化修繕計画（令和6年3月改訂）での算定結果によれば、事後保全型管理（重大な損傷発見時に修繕を行う）とした場合、100年間のライフサイクル・コストは約275億円（1年あたり約2.75億円）となる。
- ・1年あたりの費用に30（年）を乗ずる。

※建設工事費デフレーターとは、建設工事に係る「名目工事費額」を基準年度の「実質額」に変換する目的で作成している指標です。

※ライフサイクル・コストとは、建物、橋、道路などがつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用を全体でとらえたものです。

表 19 橋梁を除くインフラ施設を単純更新した場合の試算

種別	保有量	更新単価			更新年数	年平均更新費用
		当初値	デフレーター	補正值		
道路	1,536,795 m ²	4.7 千円/m ²	118.8	× 5.6 千円/m ²	÷ 15 年	= 572,057 千円
簡易水道	109,073 m	100.0 千円/m	122.8	× 122.8 千円/m	÷ 40 年	= 334,853 千円
公共下水道	74,733 m	124.0 千円/m	118.6	× 147.1 千円/m	÷ 50 年	= 219,811 千円
						1,126,721 千円
小計 1	1,126,721 千円/年間				× 30年間	= 33,801,626 千円

※補正值や年平均更新費用は四捨五入で記載していますが、計算には実数値を使用しているため、記載の数値を用いた計算と一致しない場合があります。

表 20 橋梁を事後保全型管理した場合の試算

種別	事後保全管理型のライフサイクルコスト	毎年度更新費用
橋梁	総額27,500,000千円 ÷ 100年	275,000 千円
小計 2	275,000 千円/年間	× 30年間 = 8,250,000 千円

インフラの維持にかかる費用 約 421 億円 (30 年間) ・ 約 14.0 億円 (年平均)

(3) 公共施設の維持にかかる費用（長寿命化対策を行った場合）

ア. 公共建築物

「上野原市公共施設マネジメント計画」によれば、長寿命化等を図ることによって、令和3（2021）年から令和32（2050）年までの30年間にかかる公共建築物の維持費用を、約263億円（1年あたり約8.76億円）と試算しています。

試算条件は、以下のとおりです。

- ・長期的に維持する必要がある建物は、目標使用年数を80年間とする。
- ・それ以外の建物は修繕対応のみ行い、目標使用年数を45年間とする。

公共建築物の維持にかかる費用（長寿命化対策を行った場合） 約263億円（30年間）・約8.76億円（年平均）

イ. インフラ施設

橋梁に関して、上野原市橋梁長寿命化修繕計画（令和6年3月改訂）での算定結果によれば、予防保全型管理（計画的に修繕を行う）とした場合、100年間でのライフサイクル・コストは約174億円（1年あたり約1.74億円）まで縮減できることが見込まれます。

インフラの維持にかかる費用 約390億円（30年間）・約13.0億円（年平均）
--

(4) 対策の効果

ア. 公共建築物

公共建築物の更新にあたり長寿命化対策等を踏まえると、耐用年数で経過時に単純更新した場合に比べ約95億円（＝358億円－263億円）の削減が見込まれます。

イ. インフラ施設

橋梁に関して、予防保全型管理を行うことで、事後保全型管理の場合と比べ、今後100年間で約101億円（＝275億円－174億円）の縮減効果が見込まれます。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理に関する基本5原則

(1) 公共建築物の適正配置

老朽化した公共建築物の更新や大規模改修を行う際には、諸条件を考慮して措置方針を決定し、適正規模・適正配置に取り組みます。また、引き続き近隣市町村との広域化や相互利用なども検討します。

(2) 新規整備の方針

公共建築物の新規整備は、「選択と集中」を基本とし、今後の財政状況を考慮のうえ政策適合性を加味し、国及び県支出金などによる財源の確保を前提として、中長期的な視点で費用対効果やライフサイクル・コストなどを精査したうえで整備します。

なお、新規整備に伴い全体の施設面積が増加するため、原則として既存施設の削減により均衡を図ります。

(3) 施設ニーズの変化に応じた機能提供

人口減少や人口構成の変化に対応するため、既存の施設機能の強化又は変更を検討します。

(4) 予防保全による長寿命化

不具合が生じてから対処する「事後保全型管理」から、定期的な点検や診断により予防的な措置を施す「予防保全型管理」への転換を推進し、一層の長寿命化と安心・安全なサービスの提供に努めます。

(5) 維持管理等の方針

施設整備や維持管理等における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの向上を目的として PPP や PFI などの手法を検討し、民間活力の導入を図ります。なお、用途廃止された公共建築物は、必要により広域化や民間移管、貸付、譲渡や譲与なども検討することとします。

3 数値目標の設定

(1) 公共建築物の延床面積に関する削減目標

長寿命化対策等を行った場合においても、公共建築物を維持していくためには、年平均 8.76 億円がかかります。

第Ⅰ期計画では、公共建築物の維持管理・更新経費のうち工事請負費の実績が平均 4.95 億円/年（2017 年度から 2020 年度までの平均）であったことを踏まえ、公共建築物の維持のために投入できる工事請負費を 4.95 億円/年程度と捉えています。そして、その財政規模で公共建築物を維持していくためには、公共建築物の延床面積を 32%削減することが必要となります。

その際、公共建築物の延床面積削減に伴い、施設を維持するための諸費（委託料、光熱水費、修繕費）が削減されることも織り込み、諸費の実績値に連動する形で詳細な計算を行っています。

本計画においても、基本的に第Ⅰ期計画の考え方を踏襲し、公共建築物の延床面積の削減目標を設定します。

ただし、

- ・延床面積の削減目標は、今後 30 年ほどという長期間を見通して設定するものであり、流動的である過去の実績数値に連動しすぎることは望ましくない
- ・延床面積の縮減は市民生活に大きく影響を与える可能性があるため、市民の理解を得ることも重要である

といった観点も念頭に置き、次のような考え方で削減目標を設定します。

【削減目標設定の考え方】

P27、29 でみたとおり公共建築物の維持にかかる費用のうち工事請負費（年平均）は、単純更新の場合（表 21 のパターン 0）で約 11.9 億円、長寿命化を図った場合（表 21 のパターン 1）で約 8.76 億円（年平均）と試算されています。

また、P25 の表 17 によれば、現有の公共建築物を維持し、行政サービスを提供していくためには、諸費（委託料、光熱水費、修繕費）が年間約 6 億円程度かかります。

一方、第Ⅰ期計画では投入できる工事請負費は年間約 5 億円としており、諸費にかかる約 6 億円と合わせると、公共建築物を維持していくために投入できる金額は年間で約 11 億円程度と考えられます。

パターン 0 の場合はもとより、パターン 1 の場合でも、工事請負費・諸費の合計で約 14.76 億円かかり、投入できると考えられる 11 億円を超えてしまいます。

そこで、現有の延床面積（146,169 m²）の70%（102,318 m²≒約10万m²）まで縮減することを想定すると、工事請負費は6.13億円、諸費は4.20億円まで減少させることができると考えられ、合計は10.33億円となります。これは、投入できると考えられる11億円を下回る水準となります。

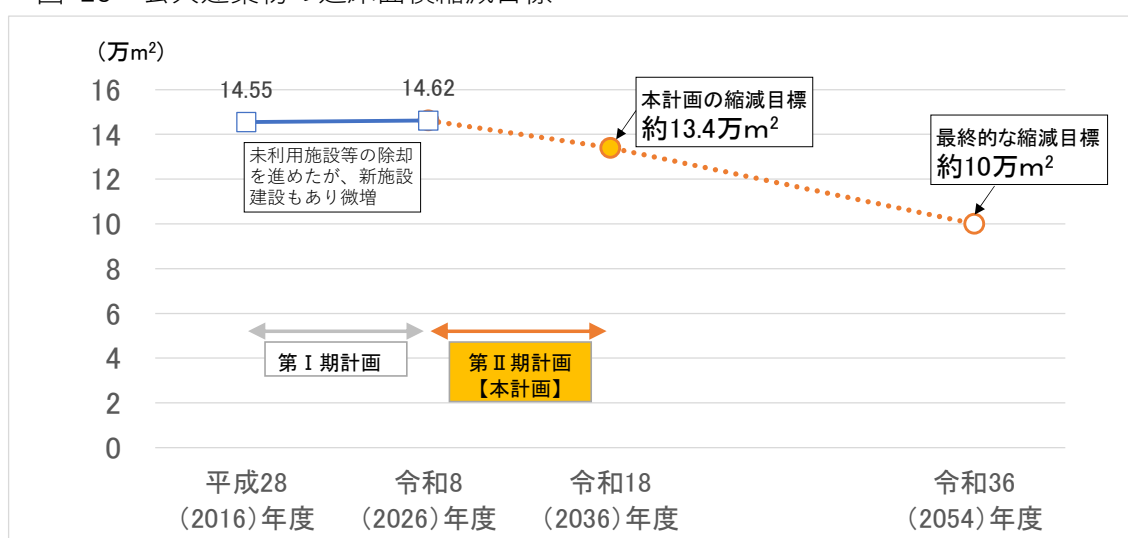
表 21 公共建築物の延床面積縮減目標の検討

パターン	公共施設の維持に必要と考えられる費用（億円/年）			投入できると考えられる金額（億円/年）		
	工事請負費	諸費	合計	工事請負費	諸費	合計
【パターン0】耐用年数経過時に単純更新し全施設（14.6万m ² ）を維持	11.90	6.00	17.90	6.00	5.00	11.00
【パターン1】長寿命化を図り全施設（14.6万m ² ）を維持	8.76	6.00	14.76			
【パターン2】長寿命化を図るとともに、面積を70%（約10万m ² ）に縮減	6.13	4.20	10.33			

これらの検討を踏まえ、令和36（2054）年度までの間に、現有の延床面積（146,169 m²）の70%（約10万m²）まで縮減することを長期的な目標とします。

また、「上野原市公共施設マネジメント計画」における総合評価結果（短期10年間）として、「廃止」とされた施設などを除却することを想定し、本計画の期間内では、現有の延床面積の約8%にあたる1.2万m²程度を縮減し、延床面積を約13.4万m²にすることを目標とします。

図 23 公共建築物の延床面積縮減目標



(2) インフラ施設の維持管理費に関する削減目標

道路や橋梁などのインフラ施設は、一般的に施設の廃止や施設量の削減が困難であるため、維持管理等に要する経費の縮減を基本とします。

橋梁に係る長寿命化計画では、選択と集中を基本とし、優先度に応じて事後保全型管理から予防保全型管理に転換することにより、維持管理費が約37%縮減すると予測しています。そこで、現段階では同様の手法により維持管理費を37%縮減することを目標として採用します。

4 公共施設等の管理に関する方針

(1) 点検・診断等の方針

施設点検は、公共施設等を適正に維持管理するため日常的に行う点検、定期的に行う点検、地震や事故等で臨時に行う点検に区分のうえ実施します。なお、点検結果は履歴情報として記録し、大規模改修や更新などを計画する際に活用します。

施設診断は、利用実態やコスト状況を調査分析し、公共施設等が効率的かつ効果的に運用されているかを把握するために適時実施します。

(2) 維持管理・更新等の方針

中長期的に維持管理費の平準化を図りながら経費を縮減します。基本的な修繕は点検結果により適時実施し、大規模改修を含めた更新等はサービスニーズの変化、法令適合性、耐用年数、老朽化の程度に応じて総合的に判断したうえで実施します。

(3) 安全確保の方針

点検により重大な損傷や欠陥を発見した場合には、速やかに改修等を実施することとし、必要により施設の供用停止や用途廃止も含めて検討します。

公共施設では、用途廃止により利用されない施設は、必要により立入禁止や侵入防止等の措置を施して事故防止に努めます。

(4) 耐震化の方針

ア. 公共建築物

令和7年3月末時点で、耐震性を有していると確認できない施設は全体面積の約12%となります。その内の一部施設は、統廃合により利用されなくなった学校関連施設であり、今後倉庫など常時人が利用しない施設以外の用途で活用する場合は、その用途ごとに耐震化の必要性を検討し対応します。残りの施設は、耐震改修促進法により耐震診断の義務付け外であるため現状を維持します。

イ. インフラ施設

インフラ施設は、市民生活に不可欠な基盤施設であるため、各施設の耐震基準に応じて補強工事を実施します。ただし、財政面から全ての補強工事を実施することは困難であるため、重要度に応じて優先順位を定め、たうえで実施します。

(5) 長寿命化の方針

一般的に故障や性能の低下などの不具合が生じてから対処する場合は、元の適正な状態に戻すために多くの費用を要すると言われています。また、必要とされる改修等を怠ると、機能性や安全性が低下して結果的に長期間使用することが難しくなります。

そこで、日常点検や定期点検などを徹底し、不具合が軽微な段階で対処する予防保全型管理への転換を推進し、施設の長寿命化を図ります。

なお、全ての施設を一度に予防保全型管理とするには多額の費用を要し、維持保全費の平準化が図れなくなります。そこで、重要度の高い施設から予防保全型管理へ転換することとします。

また、長寿命化に関する技術は日々進歩しているため、その方法等は適時採用することとします。

(6) ユニバーサルデザインの方針

施設の修繕や更新等の際には、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインの考え方などを踏まえ、誰もが安心、安全で利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化を図ります。

(7) 公共施設等の措置方針

今後の人口減少や人口構成の変化を踏まえ、公共建築物の既存ストックを適正に管理し、厳しい財政状況の中でも施設サービスを提供していく必要があります。

そこで、公共建築物では措置方針を定めるために段階毎の評価を行います。まず 1 次評価として「老朽度・耐震性」と「維持管理コスト・稼働率」を評価します。2 次評価では「公益性・必需性・有効性・代替性・政策性」を評価します。1 次評価と 2 次評価のそれぞれの結果を勘案して、総合評価として建物の「継続・改善・廃止」と施設機能の「継続・見直し・廃止」の措置方針を決定します。

なお、将来的には老年人口が増加する一方で年少人口と生産年齢人口が減少することから、高齢者向け施設とこども向け施設の需要が変化すると予測されます。

市では、財政負担の軽減と平準化を図り、公共施設等の最適な配置を実現するため、必要とされる措置方針を計画的に推進します。

ア. 集約化・複合化の基本的な考え方

同じ機能を持つ施設が複数ある場合には、老朽化状況や利用状況などを考慮して集約化や複合化を検討します。

集約化や複合化に際しては、既存施設を改修して必要機能を確保することとし、施設面積が不足する場合には、増築等により対応することとします。ただし、新施設を整備する方がライフサイクル・コストの縮減と財政負担の平準化が図られる場合には、この限りとはしません。

なお、施設の立地条件は、利用者の通い易さや利用時間の自由度に影響を与えるため、その影響を緩和する方策も併せて検討します。

イ. 維持更新・縮小更新の基本的な考え方

既存施設が将来的にも必要であるものの、物理的に老朽化が著しい状態、市民ニーズに対応できない陳腐化した状態などの場合には、機能更新を図ることとします。機能更新に際しては、大規模改修などにより対応する方法、既存施設を取り壊して適正規模に再建築する方法などを検討します。

ウ. その他

インフラ施設は、公共建築物と異なり市民生活に直結しているため、廃止等することは困難です。また、橋梁のように同じ河川に複数あるとしても交通の多重性の確保（ある経路が利用できなくなったときに、他の経路が確保されていること）の観点から廃止等することは容易ではなく、インフラ施設の措置方針を検討する場合には、諸条件を考慮して慎重に判断することとします。

(8) 未利用資産の活用や処分に関する基本方針

用途廃止した公共建築物は、構造躯体と設備の健全性が概ね保たれている場合、地区や民間の維持管理を前提として貸付を行います。貸付の可能性がない、あるいは健全性が保たれない場合、譲渡や譲与あるいは除却を行います。

(9) 辺地・過疎地域における公共施設等の基本方針

本市の辺地・過疎地域では、人口減少や高齢化が一層進むと見込まれています。これらの地域においては、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」（昭和37年4月25日法律第88号）に基づく辺地対策事業債、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年3月31日法律第19号）に基づく過疎対策事業債なども活用し、各種対策を講じます。

5 広域連携、国管理施設との連携についての考え方

人口減少社会において、高齢化の進行とインフラの老朽化により行政コストの増大が見込まれます。行政サービスを効率的かつ効果的に提供するために、他の地方公共団体と連携し、それぞれが保有する公共施設等の資産を融通し合い、有効的な活用が重要と考えます。

6 ゼロカーボンシティに向けた公共施設の考え方

公共建築物は、ゼロ・エネルギー・ビル等による省エネルギー性能の向上、木材利用促進法を踏まえた木材利用の促進、避難施設等への再生可能エネルギーの導入等により地球温暖化対策の推進を図ります。

インフラ施設は、既存インフラにおける再生可能エネルギーの活用により地球温暖化対策の推進を図ります。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

1 公共建築物の基本方針

- (1) 市民文化系施設（公民館・集会施設等）
 - 利用者を市全域としている集会施設は、サービスを継続し、必要に応じ修繕・改修・更新を実施します。
 - 主な利用者が地区住民である地区集会施設は、サービスを継続しますが、市で単独施設としての建替えは行わず、他施設との複合化や他の地区集会施設との統合化を図ります。
 - 地区集会施設は建物を地域への譲渡や譲与も合わせて検討します。
- (2) 社会教育系施設（市立図書館・民俗資料館）
 - 図書館は、サービスを継続し必要に応じ修繕・改修・更新を実施します。
 - 民俗博物館は、当面は建物を維持しますが、中長期的には除却を検討し、有効な学習施設となるよう他施設と複合化を図ります。
- (3) スポーツ・レクリエーション系施設（市民プール・野球場・宿泊施設・温泉等）
 - スポーツ施設は、他施設との複合化に向けて見直しつつ、必要に応じ修繕・改修・更新を実施します。
 - レクリエーション施設は、サービス状況や利用状況などを見ながら、必要に応じ修繕・改修・更新を実施します。なお、運営状況によっては一部廃止も検討します。
- (4) 産業系施設
 - 計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、地域性による需要の変化を見据えながら他施設と連携し複合化を図ります。なお、需要のない建物は除却を行います。
- (5) 学校教育系施設（小中学校・給食調理場・教員住宅）
 - 小学校と中学校は、現状を維持しつつ、必要に応じ修繕・改修・更新を実施します。なお、教育環境等の適正化が必要な場合は統合化や複合化を検討します。
 - 給食調理場は、児童生徒数の減少に応じて効率的な運営が図られるよう見直しつつ、必要に応じ修繕・改修・更新を実施します。
- (6) 子育て支援施設（保育所・こども園）
 - 保育所・こども園は、サービスを継続し、必要に応じ修繕・改修・更新を実施しますが、サービス維持が困難な場合は他の機能との複合化などの見直しを図ります。

- (7) 保健・福祉施設（総合福祉センター・老人福祉センター）
- 総合福祉センターふじみは、今後とも需要の増加が見込まれるためサービスを維持し、必要に応じ修繕・改修・更新を実施します。
 - 老人福祉センターは、建築年数の経過により維持管理に多額の財政負担が懸念されることから、施設の用途廃止・移管・除却について検討します。
- (8) 医療施設（市立病院・診療所）
- 医療施設は、サービスを継続し必要に応じ修繕・改修・更新を実施しますが、サービスの充実が図れる場合は統合化を検討します。
- (9) 行政系施設（市役所・出張所・消防庁舎等）
- 市役所庁舎は、修繕・改修・更新を実施し長寿命化を図ります。
 - 出張所は行政需要に配慮しつつ、集約又は他施設との複合化を図ります。
 - 消防庁舎は、必要に応じ修繕・改修・更新を実施します。
- (10) 公営住宅（市営住宅）
- 将来的な需要見通しから必要住戸数を確保し、余剰となる住戸は廃止します。
- (11) その他
- 上野原駅周辺にある駐輪場は都市機能に不可欠であるため維持し、必要に応じ修繕・改修・更新を実施します。
 - シルバー人材センターや新町一丁目検問所は代替施設への移転を検討します。
 - 葬斎場は、現状を維持し必要に応じ修繕・改修・更新を実施しつつ、広域化の検討も行います。
- (12) 公衆トイレ
- 公衆トイレは、計画的な修繕・更新を実施します。
- (13) 未利用施設
- 休止施設は、原則除却としますが除却までの間、一時的に倉庫として利用する施設については最低限の修繕を行い維持します。また、貸付・売却による財政負担の軽減が図られるものについては、その都度検討します。
 - 解体予定施設は、計画的に除却を行います。
- (14) 供給処理施設
- 富士北麓・東部地域ごみ処理広域化の推進に関する基本合意（令和2年11月）を経て、令和4年2月1日に富士・東部広域環境事務組合が設立され、富士北麓・東部地域の12市町村において、ごみ処理施設を新たに一施設に集約整備し、共同でごみ処理を行うこととなりました。本市のごみ処理施設は、新たな

施設の整備までの間に今後の既存施設のあり方を検討します。

- し尿処理施設は、下水処理施設等を活用した、し尿等処理の検討もあるなか、今後の動向を見つつ広域化・共同化を検討します。

2 インフラ施設の基本方針

(1) 道路

- 交通網の基本となる幹線道路は、計画的な維持管理により災害等の未然防止を行うことで長寿命化とライフサイクル・コストの縮減を図ります。
- その他の道路は、迂回道路の有無や交通量に応じて優先順位を定め、必要となる維持管理を実施します。

(2) 橋梁

- 「上野原市橋梁長寿命化修繕計画」（令和6年3月改訂）と「上野原市農道施設（橋梁）等インフラ長寿命化計画（令和2年1月）」の方針に基づき、事業計画を5年ごとに見直し、5年ごとに行う点検は事業計画見直しの前年に行います。
- 損傷が顕在化してから対策を講じる対処療法的な事後保全型管理から、劣化の進行を予測した上で損傷が深刻化する前に修繕を行う予防保全型管理へ転換します。
- 点検結果から健全性を評価し、路線の重要性を考慮した各橋梁の重要度を決定した上で、修繕・架替え計画の優先順位付けを行います。
- ライフサイクル・コストの試算を行い、最適な修繕・架替え計画を策定し、橋梁に係る維持管理コストの平準化を図ります。

(3) トンネル

- 「上野原市トンネル長寿命化修繕計画」（令和6年3月改訂）の方針に基づき、トンネルの長寿命化を図り、道路網の安全性と信頼性を将来にわたり確保するため、定期的な点検、臨時の点検、詳細調査を行うことによって、対策が必要となる前に早期に変状箇所を把握し、適切な時期に適切な補修・補強対策を実施することで、予防保全型管理を進めていきます。

(4) 簡易水道

- 施設・管路の老朽化に伴う更新需要の増加を見据えつつ、建設事業費の平準化を図りながら計画的な更新を行います。
- 施設の老朽度等を判断しつつ、施設の種類等により独自の更新基準を設定し、適宜施設・設備の更新を行います。
- 管路の更新は、老朽管や基幹管路の布設替えを最優先事項として実施します。

管種は旧来の硬質塩化ビニル管ではなく、高い耐震性能を有する配水用ポリエチレン管を積極的に採用し、管路更新に合わせて耐震化を図ります。

- 施設・設備の更新時には適宜ダウンサイジングが可能か検討し、可能と判断される場合のみ実施します。
- 市営簡易水道の一部は、東部地域広域水道企業団への統合を視野に入れつつ、検討を行います。

(5) 公共下水道

- 管路施設の改築・更新需要に備え「ストックマネジメント計画」を策定し、適正な維持管理・点検方法の確立と、優先度を反映した改築スケジュールにより整備費の平準化を図ります。
- マンホールの劣化やマンホールポンプの修繕など、部分的な修繕が多くなり、今後の大規模な修繕を避けるためにも、部分的な修繕を計画的に行い管路の延命を図ります。
- 管路施設の維持管理・点検業務において「包括的民間委託」の導入を検討します。

第6章 公共施設等総合管理計画の実施方法

1 全庁的な取組体制の構築

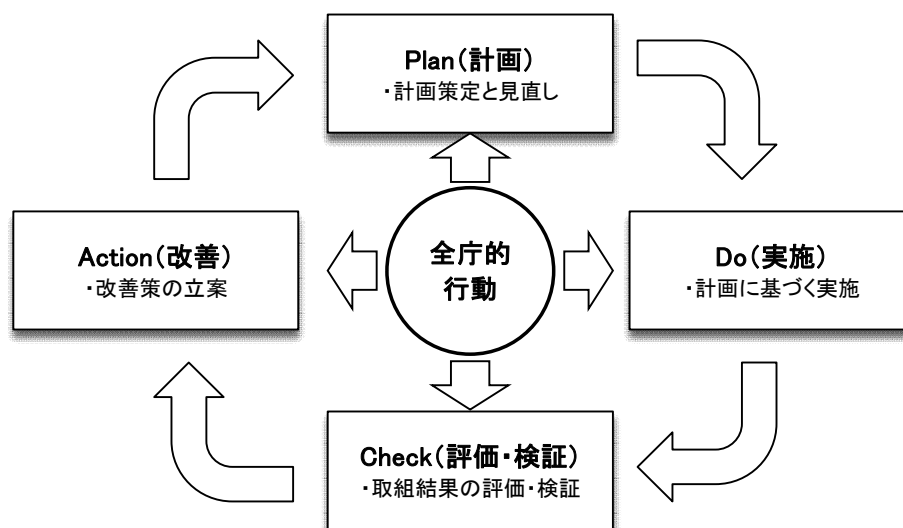
各種会議（課長等会議・上野原市公共施設マネジメント庁内推進本部会議等）により、公共施設等の維持管理や施設課題について協議し、今後の措置方針や行政サービス水準のあり方を検討します。

公共施設等をマネジメントする部署が主体となり、これらを総合的かつ計画的に管理や活用を行います。

2 PDCAサイクルの推進方針

総合管理計画の進捗状況等を確認するとともに、設定した数値目標に照らし法定点検等の節目に評価を実施し、評価結果に基づき総合管理計画を改訂します。

図 24 PDCA サイクル



3 地方公共団体における各種計画との連携

本市では、「上野原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を頂点として、各種計画が策定されています。本計画は、公共建築物やインフラ施設を中心とした計画となりますが、教育や福祉など様々な分野とも関連するため、各分野の計画とも連携・整合を図りながら推進します。

4 地方公会計（固定資産台帳）の活用

地方公会計（固定資産台帳）の活用として、点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に紐付け、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行います。

5 市民との情報共有

公共施設等に対する取り組みなどは、広報誌やホームページにより周知を図り、情報の公開と共有化に努めます。

6 PPP／PFIの活用

公共施設等の整備にあたり、公共と民間が連携し民間事業者の創意工夫を活かし、効率的かつ効果的に事業を進める必要性が高まっています。公共施設等の整備においては、事業規模や事業特性に応じて、財政負担の軽減と行政サービスの向上を目的に、最適な事業手法を多角的に検討します。

なお、本市では「上野原市公の施設の指定管理者制度に係る運用指針（平成23年11月24日改正）」に基づき、事業手法の一つとして同制度の導入も合わせて推進します。

※PFIとは、Private Finance Initiativeの略であり、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。

※PPPとは、Public Private Partnershipの略であり、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、「官民連携」とも呼ばれ、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものとされています。

7 今後の進め方

本市は少子化や高齢化などに伴う人口減少、厳しい財政状況にあります。公共施設は社会活動や経済活動の基盤であり、その役割のもと、地域住民の暮らしや、地域の実態、将来の姿を考慮しながら整備してきました。

公共建築物やインフラ施設の維持には相当な費用を必要とするため、市民の協力が不可欠です。縮小均衡による解決だけでなく、官民の役割分担を見直し、合意形成を図りながら本計画を推進します。

上野原市公共施設等総合管理計画 第Ⅱ期

令和 8 年 3 月

発行・編集：上野原市 財政経営課

住所：〒409-0192

山梨県上野原市上野原 3832

電話：0554-62-3111（代表） / FAX：0554-62-5333